



茨城労働局発表
平成28年10月28日(金)

【照会先】
茨城労働局労働基準部健康安全課
課長 工藤 好央
地方労働衛生専門官 立原 昇
(電話) 029(224)6215

ストレスチェックはお済みですか？ 実施期限は11月末までです！
～約3,400の対象事業場に対して督促を実施～

茨城労働局（局長 西井 裕樹）は、10月19日に茨城県内の50人以上の労働者を使用する約3,400事業場に対して、昨年12月から施行されたストレスチェックの実施や届出を促すための文書と届出様式の送付を実施しました。

この改正労働安全衛生法によりスタートしたストレスチェック制度は、「医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）の実施」を、今年の11月末までに実施し、その**結果を所轄労働基準監督署への届出が必要**となっています。

なお、常時使用する労働者が50人以上の事業場について、ストレスチェックを実施することが“事業者の義務”となっています。（使用する労働者が50人未満の事業場は“努力義務”となっています。）

(参考資料)

ストレスチェックはお済みですか？ 実施期限はもうすぐです！

平成 28 年 10 月 19 日

事業主 殿

茨城労働局労働基準部健康安全課長
茨城産業保健総合支援センター所長**ストレスチェックはお済みですか？ 実施期限は 11 月末までです！**

日頃より、産業保健活動の推進につきましては、ご理解いただき感謝申し上げます。

さて、ストレスチェック制度につきましては昨年 12 月 1 日にスタートし、今年の 11 月末までに実施し、その結果を所轄の労働基準監督署に届け出ることとされています。

この制度は、労働者が 50 人以上の事業場について、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施することが“事業者の義務”となっております。

※ 常時使用する労働者が 50 人未満の事業場でのストレスチェックの実施は“努力義務”となっております。

このため、お知らせとともに、実施結果を所轄の労働基準監督署に届け出るための様式を同封しましたので、ご利用ください。

併せて、定期健康診断の実施についても、同じく 1 年以内ごとに 1 回実施し、その結果を届け出るための様式を同封いたします。

ストレスチェック様式

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/dl/24_01.pdf

定期健康診断様式

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/dl/18_01.pdf

- **ストレスチェックをどのように実施したらよいのか、悩まれている事業場もあります！**
実施方法（実施規定の作成など）について、無料でお手伝いします。
メンタルヘルス対策促進員にご相談ください。
<http://www.ibarakis.johas.go.jp/mental-sien/index.html#men3>
- **ストレスチェックを実施している健診機関を公表しています！**
茨城産業保健総合支援センターのホームページには、ストレスチェック対応健診機関が掲載されています。
<http://www.ibarakis.johas.go.jp/outline/confer/medexlist.html>
- **ストレスチェックを実施したけど、これからどうしたらいいの？**
成功事例や失敗事例など、他社での実施例を紹介する研修会を開催します。
【別紙により、茨城労働基準協会連合会までお申し込みください。】

ストレスチェックについてのお問い合わせ茨城労働局労働基準部健康安全課 TEL 029-224-6215
茨城産業保健総合支援センター TEL 029-300-1221